

チーム学校に関する論点

【外部性】どのように外部性を担保するか。

補助金事業においても、心理や福祉に関する専門家として教職員とは異なる専門性を有する外部の専門家が、継続的に学校で教育相談活動等に当たることが外部性とされてきており、教職員とは異なる専門性が、すなわち外部性を表している。

また、相談者の視点からは、これまでスクールカウンセラー等は評価者として接する教職員とは異なることで、教職員や保護者に知られたくない悩みや不安を相談できる、また、教職員の視点からは、保護者と教職員の間で、第三者として架け橋的な仲介者の役割を評価された。

今後は、評価者として接する教職員とは異なるという観点は、これまでと同様であり、第三者としての役割については、教育委員会に配属して学校に派遣するという勤務形態にしたり、また、学校内での位置付けとして、学校組織図の指揮系統ラインには属さず専門的見地から意見する。などにより、外部性を担保することが考えられる。

(専門性、外部性に関する提言)

心理学領域に関する大学院レベルの知識及び実践研究を通じて臨床経験を有する者という専門性と、子供たちにとっては、評価者として日常接する教職員とは異なることで、教職員や保護者には知られたくない悩みや不安を安心して相談できる存在であること、教職員からは、保護者と教職員との間で第三者としての架け橋的な仲介者の役割を果たしてくれる存在であることが高く評価された。

※「児童生徒の教育相談の充実について（報告）」平成 21 年 3 月

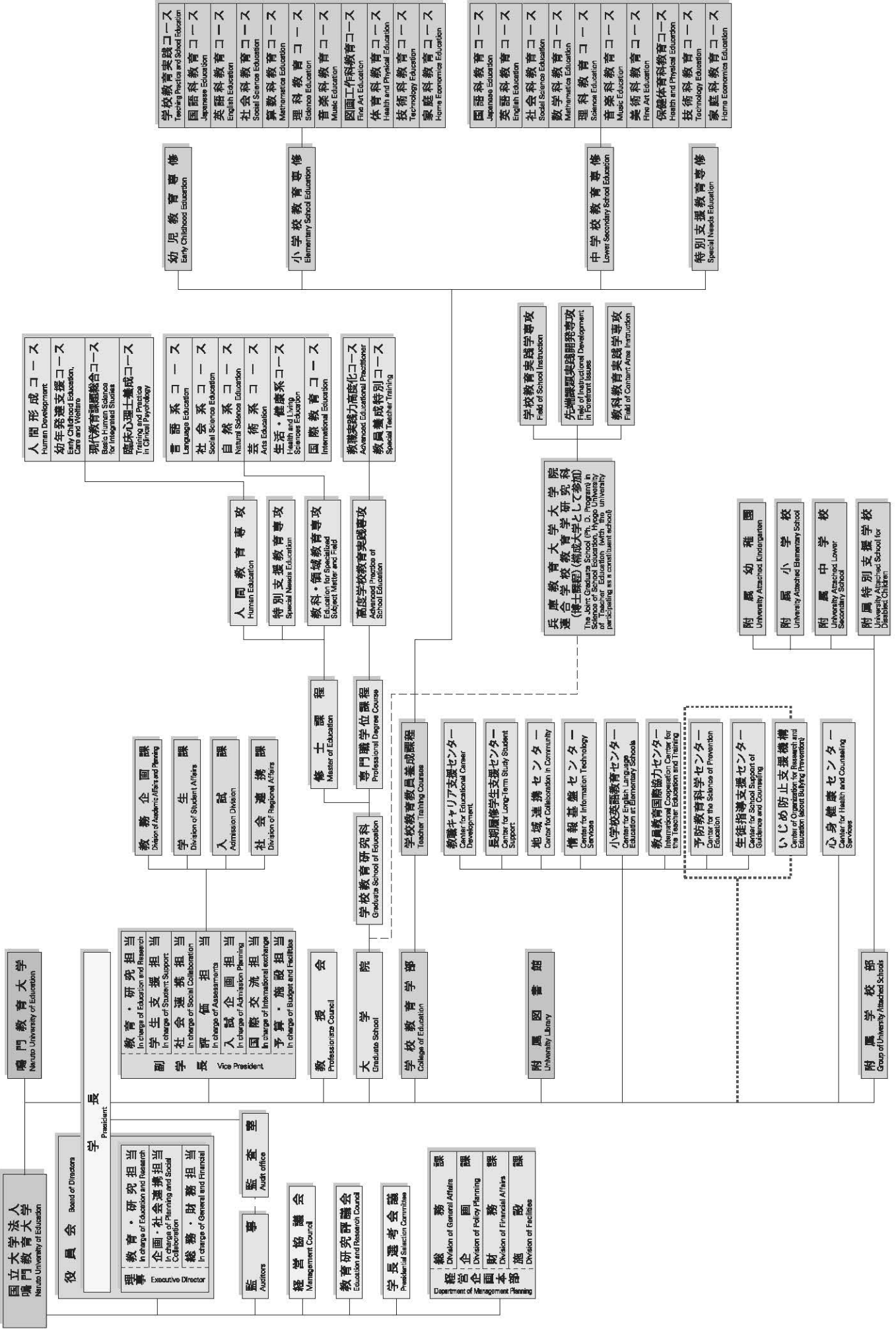
【校内体制の位置付け】校内における位置付けはどうなるのか。

組織図の中の位置付け（イメージ）としては、国立大学法人の監事が近いのではないかと。

校長直属であり、教育相談部やいじめ対策委員会（いじめ防止等の対策のための組織）と連携する者



運営・教育研究組織 Administrative Academic Organization



国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程

平成16年4月1日

規程第 1 号

改正 平成20年3月17日規程第3号

平成21年3月31日規程第20号

平成22年3月24日規程第18号

平成27年3月24日規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第11条第4項から第6項までの規定に基づく監事が行う国立大学法人鳴門教育大学（以下「本法人」という。）の監査及び国立大学法人法第11条第9項の規定に基づく意見の提出に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、本法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、本法人の業務及び会計について行う。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、業務の監査を毎年度1回行い、会計の監査を毎年度決算時に行う。

3 臨時監査は、監事が必要と認める場合に行う。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

(監査の事務補助)

第6条 監事は、監査室の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、必要と認める場合、学長の承認を得て、前項の職員以外の職員に臨時に監査の事務を補助させることができる。

(監査計画)

第7条 監事は、毎年度4月に当該年度の監査計画を作成し、学長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

(情報の収集等)

第7条の2 監事は、その職務を適切に遂行するため、役員、職員及び会計監査人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(書類の調査)

第7条の3 監事は、本法人が国立大学法人法又は同法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

(監事に回付する文書)

第8条 役員(監事を除く。)及び職員は、次の各号に掲げる文書を、監事に回付しなければならない。

- (1) 主務大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
- (2) 前号以外の官公庁に提出する重要な文書
- (3) 契約に関する重要な文書
- (4) 訴訟に関する重要な文書
- (5) その他業務に関する重要な文書
(事故又は異例事態の報告)

第9条 役員(監事を除く。)及び職員は、業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(重要な会議等への出席)

第10条 監事は、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に出席し、意見を述べることができる。

(役員及び職員への調査等)

第11条 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査への協力)

第11条の2 役員(監事を除く。)及び職員は、監事が行う監査に係る調査を妨げることなく、これに協力しなければならない。

(監査後の措置)

第12条 監事は、監査を実施したときは、速やかに監査報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する監査報告書の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 本法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 本法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適性を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 本法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日
- (7) その他必要と認める事項

3 監事は、監査報告書に関して、必要に応じ、学長に対してその措置状況等について文書又は口頭による報告を求めることができる。

(文部科学大臣への意見の提出)

第13条 国立大学法人法第11条第9項の規定に基づき、文部科学大臣に意見を提出する場合は、あらかじめ学長にこの旨を通知しなければならない。

(監査実施基準)

第14条 監査の手続き、その他この規程の実施に関し必要な事項は、監事が学長と協議

し別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

【参考】学校教育法施行規則（抜粋）

第七十条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。
- 3 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。
- 4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第七十一条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。
- 3 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

【参考】学校教育法（抜粋）

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- 9 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 12 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- 13 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。